

令和 2 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

8 月定例会
(8 月 2 5 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 2 号〉

令和 2 年 8 月

彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

第 2 号 8 月 25 日（火）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	2
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
会議に欠席した説明員	3
開会	4
開議	4
議席の指定	4
会議録署名議員の指名（5 番 角井英明君、6 番 西澤伸明君）	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
選挙第 1 号上程	4
議案第 5 号上程（管理者提案説明）	5
議案第 5 号（質疑・討論）	11
5 番 角井英明君 質疑	11
杉山建設推進室長 答弁	11
5 番 角井英明君 再質疑	12
杉山建設推進室長 答弁	12
5 番 角井英明君 再々質疑	12
杉山建設推進室長 答弁	12
2 番 獅山向洋君 反対討論	12
6 番 西澤伸明君 反対討論	13
議案第 5 号（採決）	14
議案第 6 号上程（管理者提案説明）	14
議案第 6 号（質疑・討論）	16
議案第 6 号（採決）	16

議案第7号から議案第9号の一括上程（管理者提案説明）	16
議案第7号から議案第9号（一括質疑・討論）	17
議案第7号（採決）	17
議案第8号（採決）	17
議案第9号（採決）	18
一般質問	18
5番 角井英明君 質問	18
新ごみ施設整備 燃えるごみの処理方式の統一について	18
杉山建設推進室長 答弁	18
5番 角井英明君 再質問	19
杉山建設推進室長 答弁	19
15番 伊藤容子さん 質問	19
基本計画の【理念3】資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基 盤施設の項目および〈基本計画〉には、エネルギーの活用について明確に示 されていない。基本計画の理念・基本方針と熱エネルギー活用についての見 解は	19
基本計画の【理念3】資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基 盤施設に関連したエネルギーの活用についての業務が「業務スケジュール」 に記載されていないが見解は	19
エネルギー活用について、時間的・コスト的等総合的に考えて、何時まで に構想を明確にする必要があるのか	20
施設の入札後にエネルギー活用の構想が決定し施設仕様変更が必要になっ た場合、入札後の施設仕様変更は可能か見解は	20
エネルギー活用の構想を実現するためには、彦根市の複数部局との協同が 必要になるが、彦根市との協同体制の現状と今後の課題は	20
杉山建設推進室長 答弁	20
15番 伊藤容子さん 再質問	22
杉山建設推進室長 答弁	22
15番 伊藤容子さん 再々質問	23
杉山建設推進室長 答弁	24
6番 西澤申明君 質問	24
彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備連絡協議会設置要綱について	24
新ごみ処理施設建設候補地の地質調査について	25

杉山建設推進室長	答弁	25
6番 西澤伸明君	再質問	27
杉山建設推進室長	答弁	28
6番 西澤伸明君	再々質問	29
杉山建設推進室長	答弁	29
2番 獅山向洋君	質問	29
令和2年8月18日の全員協議会において配布された資料2「彦根愛知犬 上地域新ごみ処理施設整備にかかる地質調査結果からの抜粋」について		
杉山建設推進室長	答弁	31
大久保管理者	答弁	34
2番 獅山向洋君	再質問	34
杉山建設推進室長	答弁	35
大久保管理者	答弁	36
2番 獅山向洋君	再々質問	36
杉山建設推進室長	答弁	37
大久保管理者	答弁	38
議長辞職の件		38
議長の選挙		39
議席の一部変更について		40
閉会		40
付録		
全員協議会（令和2年8月25日）		42

8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第2号）

令和2年8月25日（火）

議 事 日 程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 選挙第1号上程
- 第6 議案第5号上程
- 第7 議案第6号上程
- 第8 議案第7号上程
- 第9 議案第8号上程
- 第10 議案第9号上程
- 第11 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 選挙第1号
彦根愛知犬上広域行政組合議会副議長の選挙について
- 日程第6 議案第5号
令和元年度(2019年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
- 日程第7 議案第6号
令和2年度(2020年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第7号
彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を
求めることについて
- 日程第9 議案第8号
彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を

求めることについて

日程第10 議案第9号

彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

日程第11 一般質問

日程追加 議長辞職の件

日程追加 議長の選挙

日程追加 議席の一部変更について

会議に出席した議員（19名）

1番	木村	修君	11番	黒澤	茂樹君
2番	獅山	向洋君	12番	澤田	源宏君
3番	竹内	薫君	13番	中野	正剛君
4番	北川	和利君	14番	杉原	祥浩君
5番	角井	英明君	15番	伊藤	容子さん
6番	西澤	伸明君	16番	安澤	勝君
7番	川岸	真喜君	17番	伊谷	正昭君
8番	西澤	清正君	18番	竹中	秀夫君
9番	北川	元気君	19番	馬場	和子さん
10番	赤井	康彦君			

会議に欠席した議員（0名）

議場に出席した事務局職員

事務局長	神細工	信二	事務局副主幹	高橋	大
事務局次長	中江	淳展	書記	荒木	潤

会議に出席した説明員

管理者	大久保	貴君	事務局長	神細工	信二君
副管理者	山田	静男君	総務課長	中江	淳展君
副管理者	有村	国知君	総務課長補佐	高橋	大君
副管理者	伊藤	定勉君	紫雲苑場長	上林	政信君
副管理者	野瀬	喜久男君	中山投棄場長	山本	登君
副管理者	久保	久良君	建設推進室長	杉山	暢基君

会計管理者 辻 宏 育 君 建設推進室主幹 宮 川 伸 夫 君

会議に欠席した説明員（0名）

午後 1 時 58 分開会

○議長（安澤勝君） それでは、ただいまから令和 2 年 8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、19 名で会議開会定足数に達しております。よって、令和 2 年 8 月定例会は、成立いたしました。ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議席の指定

○議長（安澤勝君） 日程第 1、新たに就任いただきました議員の議席の指定を行います。議席は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（安澤勝君） 日程第 2、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、5 番 角井英明君、6 番 西澤伸明君を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（安澤勝君） 日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日 1 日に決定いたしました。

日程第 4 諸般の報告

○議長（安澤勝君） 日程第 4、諸般

の報告を行います。管理者から地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により令和元年度(2019 年度)彦根愛知犬上広域行政組合繰越明許費繰越計算書が報告第 1 号として議長宛てに提出されましたので、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

日程第 5 選挙第 1 号上程

○議長（安澤勝君） 日程第 5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、副議長に 3 番 竹内薫君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました竹内薫君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しまし

た竹内薫君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました竹内薫君がこの議場におられますので当選を告知します。

それでは、竹内薫副議長からご挨拶をお願いいたします。

○副議長（竹内薫君） 皆様、改めまして、こんにちは。多賀町議会の竹内薫でございます。ただいま副議長という大役を仰せつかりました。何事にも微力ではございますし、この大役が務められるかと心配しておるところですが、皆様のお力をいただきながら職務を遂行していきたいと思っておりますので、皆様のご協力よろしくをお願いいたします。

日程第6 議案第5号 令和元年度(2019年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて

○議長（安澤勝君） 次に日程第6、議案第5号 令和元年度(2019年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

○議長（安澤勝君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） 議案第5号 令和元年度(2019年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて

概要につきましてご説明いたします。

財政状況の厳しい中、予算執行には十分留意をして可能な限りにおいて経費の節減に努めました結果、令和元年度一般会計歳入歳出につきましては、予算総額それぞれ4億5,360万9,000円に対し、歳入決算額は4億5,274万8,702円、歳出決算額は4億3,522万1,793円、歳入歳出差引残額は1,752万6,909円となりました。

なお、本決算に関しましては去る7月17日に監査委員による決算審査を実施していただきまして、決算に係る調書などについてはいずれも関係法令に準拠して作成され、関係諸帳簿および証拠書類と符号しており計数は正確で適正に表示されているものと認めたとの審査意見をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安澤勝君） 続いて事務局から詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中江淳展君） それでは、議案第5号 令和元年度(2019年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて、あらかじめお配りしました令和元年度(2019年度)一般会計歳入歳出決算書によりまして、令和元年度決算の主要な部分について抜粋しご説明をさせていただきます。決算書の1ページをお開き願います。

歳入予算額および歳出予算額はそれぞれ4億5,360万9,000円でございます。これに対しまして歳入決算額は4億5,274万8,702円、歳出決算額は4億3,522万1,793円、歳入歳出差引残額は1,752万6,909円となりました。この歳入歳出差引残額1,752万6,909円のうち880万円は令和元年度中に執行する予定でありました埋立ごみ次期中継基地整備の実施設計業務が整備地となる地元自治会との合意形成に時間を要したため、年度内に完了することが困難となり予算を令和2年度へ明許繰越することとなったものです。これを差し引いた決算上剰余金872万6,909円は、地方自治法第233条の2の規定により決算上剰余金として令和2年度の歳入に編入するものでございます。

次に2ページ、3ページは、それぞれ歳入と歳出に係る決算の総括表でございます。2ページの歳入の総括では一番右列の欄で予算現額と収入済額との比較をしております。一番下の歳入合計では予算額より86万298円少ない収入となっております。なお、不納欠損額および収入未済額はございませんでした。

次に3ページ歳出の総括でございます。一番右列の欄で予算現額と支出済額との比較をしております。一番下の歳出合計では予算現額と支出済額との差額は1,838万7,207円で、そのうち880万円を差し引いた残りの958万7,207円が不用額となったもの

でございます。

続いて歳入、歳出の詳細につきまして歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたしますが、主な科目のみの説明とさせていただきます。まず、歳入についてご説明いたしますので、4ページをお願いいたします。第1款分担金及び負担金、第2項負担金、第1目負担金、第1節市町負担金につきましては、組合規約および負担金に関する条例の規定により管理運営経費を構成団体で按分いたしまして、右から4列目の収入済額の欄のとおり合計で3億8,193万7,000円を構成市町にご負担いただき収入いたしました。続きまして、第2款使用料及び手数料は、合計で3,179万920円を収入いたしました。第1項使用料、第1目衛生使用料、第1節斎場使用料につきましては、人体、動物の火葬等で合計2,641件を取り扱いました。次に、第2節投棄場使用料であります。有料取り扱いの埋立ごみ分で23万3,990kgを中継基地事業として処理いたしまして、187万1,920円を収入いたしました。次に5ページをお願いいたします。第3款国庫支出金は、第1項国庫補助金、第1目衛生費国庫補助金、第1節清掃費補助金につきましては、国の循環型社会形成推進交付金1,608万6,000円を収入いたしました。少し飛びますが、第6款繰越金は、前年度からの繰越金として2,281万5,698円を収入いた

しました。続きまして、6ページをご覧ください。第7款 諸収入、第2項 雑入、第2目 雑入、第1節 雑入は、備考欄に記載の内訳のとおり自動販売機設置料、共済サービス事務手数料等で合計4万9,023円を収入いたしました。

以上が歳入の決算でございまして、予算現額4億5,360万9,000円に対しまして収入済額4億5,274万8,702円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。収入率にして99.81%でございました。

次に歳出の決算事項別明細書についてご説明させていただきます。7ページをお願いいたします。第1款 議会費は、議会運営に要しました経費でございまして、予算現額43万7,000円に対しまして支出済額42万395円、不用額が1万6,605円でございました。内訳は記載のとおりで主なものは、第1項 議会費、第1目 議会費、第9節 旅費で、8月、2月の組合議会定例会と7月、10月、12月の組合議会臨時会およびそれらに伴う全員協議会等の議員の費用弁償として、右から4列目の支出済額の欄でございしますが、39万円を支出いたしました。

次に第2款 衛生費は、組合の総務課、紫雲苑、中山投棄場、建設推進室の管理運営に係る経費でございまして、予算現額4億5,239万5,000円に対しまして4億3,480万1,398円を支出いたしました。また、冒頭に申し上げました次期中継基地の整備実施設

計業務に要する予算880万円を明許繰越し、不用額につきましては879万3,602円でございます。

第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費は総務課の事務経費および職員の人件費等でございまして、予算現額1億4,869万4,000円に対しまして1億4,736万3,818円を支出いたしました。不用額は、133万182円でございます。内訳は記載のとおりで、主なものは第2節 給料および第3節 職員手当等です。これは、プロパー職員7名および市町派遣職員7名に係るもので所属別の内訳としましては、総務課4名、紫雲苑3名、中山投棄場3名、建設推進室4名で合計14名分となります。第4節 共済費は、同じく14名に係ります滋賀県市町村職員共済組合費、滋賀県市町村職員互助会費等、嘱託職員、臨時職員に係る社会保険料、雇用保険料等で合計2,193万9,340円を支出いたしました。次に8ページをお願いいたします。第7節 賃金は、嘱託職員と臨時職員に係る賃金で1,257万5,728円を支出いたしました。次に第13節 委託料は、弁護士への顧問料と訴訟委任費用、滋賀県市町村職員共済組合への職員健康診断委託、財務会計システム等の保守委託、新地方公会計制度支援委託業務費用等で合計544万1,820円を支出いたしました。第18節 備品購入費は、パソコンの更新費用で295万2,492円を支出いたしました。次に9ページをお願いします。第2目 財政

調整基金積立金は、前年度繰越金からの積立分 613 万 3,698 円と定期預金の利息分 5 万 8,270 円で合計 619 万 1,968 円を積立ていたしました。第 3 目 投棄場重機・施設整備基金積立金および第 4 目 斎場施設整備基金積立金は、いずれも定期預金の利息分を積立てしております。第 5 目 退職手当基金積立金は、プロパー職員 7 名分に係る退職手当の積立で、滋賀県市町村職員退職手当組合により定められた率による積立分と定期預金の利息分で合計 343 万 4,661 円を積立ていたしました。

続きまして、第 2 項 保健衛生費、第 1 目 斎場管理費は、紫雲苑斎場の運営・維持管理に要した経費でございまして、予算現額 4,012 万 5,000 円に対しまして 3,824 万 3,482 円を支出いたしました。不用額につきましては、188 万 1,518 円でございます。主な内訳といたしまして、第 11 節 需用費は、事務用品、火葬時に使用いたしますお香等の消耗品費、火葬用灯油等の燃料費、電気・水道等の光熱水費、火葬炉設備の修繕料等で合計 2,748 万 262 円を支出いたしました。続いて、10 ページをお願いいたします。第 13 節 委託料は、火葬施設の維持管理、設備の法定点検等に関する委託および草刈や除雪作業等の業務委託で合計 1,015 万 7,083 円を支出いたしました。なお、内訳につきましては、備考欄のとおりでございます。火葬業務の休日等委託業務など合計 12 業務の

委託を行ったものでございます。

続きまして、第 3 項 清掃費につきまして第 1 目 投棄場管理費は、中山投棄場および日夏投棄場の運営・維持管理に要した費用でございまして、予算現額 1 億 9,108 万 8,000 円に対しまして 1 億 8,789 万 7,470 円を支出いたしました。不用額は、319 万 530 円でございます。主な内訳といたしまして、第 4 節 共済費は、中山投棄場の搬入物検査員、日直員 7 名の社会保険負担金と労災保険料で 29 万 3,903 円を支出いたしました。第 8 節 報償費は、投棄場建設に係る地元との協定に基づく地元への環境保全経費で、合計 341 万 6,000 円を支出いたしました。内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。11 ページをお願いいたします。第 11 節 需用費は、事務用品や浸出水処理用薬品、公用車・重機の燃料費、食糧費として会議用のお茶代、計量伝票など印刷物に係ります印刷製本費、電気・水道等の光熱水費、浸出水処理設備および経年劣化による重機等修理などに係る修繕料で合計 3,502 万 294 円を支出いたしました。第 13 節 委託料は、中山投棄場および日夏投棄場の浸出水処理施設の維持管理、設備の法定点検、法令・公害防止協定に基づく水質検査等に関し必要となる業務委託を行って合計 1 億 2,161 万 2,235 円を支出いたしました。内訳は、備考欄のとおり 24 業務の委託を行ったものでございます。次に 12 ページをお願いい

たします。第 15 節 工事請負費は、投棄場建物の外壁や屋根などの塗装や改修を行ったもので 1,798 万 5,000 円を支出いたしました。第 19 節 負担金、補助及び交付金は、三重県伊賀市への環境保全の負担金と県の廃棄物適正管理協議会費で合計 207 万円を支出いたしました。

次に第 2 目 塵芥焼却場費は、新しいごみ処理施設の建設に係ります建設推進室の運営に要した経費でございまして、予算現額 6,280 万 6,000 円に対しまして 5,166 万 6,204 円を支出し 880 万円を明許繰越しました。不用額は、233 万 9,796 円でございます。主な内訳といたしまして、第 12 節 役務費は、郵送料と公用車の保険料で合計 28 万 3,561 円を支出いたしました。元年度は新ごみ処理施設に係る住民アンケートを行ったため、22 万 3,000 円を予備費から充用しました。次に 13 ページに移っていただきまして、第 13 節 委託料は、新ごみ処理施設に係る各種委託業務費として合計 5,065 万 6,800 円を支出いたしました。内訳につきましては、備考欄のとおり地歴調査業務をはじめとする 6 業務でございます。

続きまして、第 4 款 予備費、第 1 項 予備費、第 1 目 予備費につきましては、先にご説明差し上げました新ごみ処理施設に係る住民アンケートの郵送料が必要となったため、第 2 款 衛生費、第 3 項 清掃費、第 2 目 塵芥焼却場費の第 12 節 役務費に充用

するため 22 万 3,000 円を支出し、不用額は 77 万 7,000 円でございます。

以上が歳出の決算でございます。予算現額 4 億 5,360 万 9,000 円に対しまして、支出済額 4 億 3,522 万 1,793 円で、翌年度への繰越明許費は 880 万円で、不用額は 958 万 7,207 円となりました。執行率にして 95.94% でございます。

次に 14 ページに移っていただきまして、実質収支に関する調書は千円未満四捨五入しておりますが、区分 3 の歳入歳出差引額は 1,752 万 7,000 円で、区分 4 翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額 880 万円、区分 5 の実質収支額は区分 3 の金額から区分 4 の金額を差し引いた 872 万 7,000 円でございます。

次に 15 ページをお願いいたします。財産に関する調書でございますが、前年度と増減はございませんでした。16 ページに移っていただきまして、2 物品につきましては、購入価格 50 万円以上の物品、備品の状況でございますが、前年度と同様増減はございませんでした。次に基金につきましては、決算年度末の現在高といたしまして、表の右から 2 列目の欄で財政調整基金 1 億 2,665 万 6,723 円、投棄場重機・施設整備基金 3,690 万 1,008 円、斎場施設整備基金 75 万 1,225 円、退職手当基金 5,252 万 9,376 円で、4 つの基金の合計で 2 億 1,683 万 8,332 円でございます。増減高といたしまして内訳を備考欄に記載してございます

が、利息分の積立のほかに財政調整基金は前年度繰越金からの積立増しをしております。また、退職手当基金も積立増しをしております。4つの基金の合計では、前年に比べますと963万424円の増となりました。

以上が、令和元年度(2019年度)一般会計歳入歳出決算でございます。

引き続きまして、お手元の資料1-2令和元年度(2019年度)主要な施策の成果および事務報告書についてご説明いたします。

決算からみた主要な施策の成果と事務報告書、関連附属資料によって構成されているものでございます。なお、事務報告書については所属ごとに分かれておりますので、詳細は後ほど各自でご確認いただきたいと思います。ここでは主要な施策の成果のみ簡単にご説明させていただきます。

1ページ「はじめに」ということで、当組合は一部事務組合でございます。1市4町で共同処理する事務等について説明させていただいております。2ページをお願いいたします。

2. 令和元年度決算の状況 (1)歳入の状況ですが、前年度の決算額と増減を比較しますと7,374万7,000円の増、歳出で7,903万6,000円の増となっております。また、令和元年度の歳入歳出差引額は1,752万7,000円となり明許繰越を行ったことから、実質収支額は872万7,000円となりました。(1)歳入の状況でございますが、歳入の総額に対し市町からの分担金

および負担金は3億8,193万7,000円となり、構成比で84.4%と歳入の根幹となっております。前年度の決算額と比較しますと、市町の負担金が6,157万1,000円の増、国の循環型社会形成推進交付金の補助対象事業費が増えたことにより国庫支出金が1,554万5,000円の増となっております。また、使用料及び手数料については203万1,000円の増、繰越金につきましては539万5,000円の減となりました。次に3ページでございます。(2)歳出の状況では令和元年度決算額の合計にありますとおり、歳出決算額は4億3,522万2,000円で予算額の95.9%を執行しております。

次に5ページをお願いします。歳出決算の構成でございますが、目的別歳出で前年度と比べますと議会費25万3,000円の増、衛生費8,330万7,000円の増、公債費452万4,000円の減でございました。主な理由としまして、議会費については前年度は開催のなかった臨時議会が3回開催されたことによるもの、また、衛生費としては平成30年途中で火葬炉設備の保証期間が終了したため紫雲苑の修繕料が増えたことや中山投棄場の浸出水処理設備の修繕や投棄場建物の外壁塗装ほか改修工事を行ったこと、新ごみ処理施設の建設候補地における地質調査等の各種委託業務を執行したためです。公債費については、前年度で起債の償還が完了したため支出がありませんでした。また、性質別歳出で

前年度と比べてみますと、主なもので物件費が 4,902 万 6,000 円の増ですが、主な理由は委託料の増によるものです。維持補修費は 4,169 万 2,000 円の増となりましたが、主な理由は中山投棄場の設備の維持に必要な修繕や工事と紫雲苑の火葬炉設備の修繕を行ったためです。6 ページ、7 ページでは目的別歳出決算を、8 ページ、9 ページには性質別歳出決算を前年度と比較した表でそれぞれ掲載しております。10 ページ以降につきましては説明を省かせていただきますが、当組合の所属ごとの事務報告書になっておりまして、31 ページ以降は附属資料として人件費、修繕料、委託料、工事請負費、備品購入費の明細と地方債の状況を記載しております。

最後になりますが、当組合の財源の根幹を成します分担金及び負担金は、財政厳しい中での構成市町からのご負担であることを肝に銘じ、組合業務を効率的、効果的に適正執行していくことが何よりも大切であると考えております。

以上で議案第 5 号に係る説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） これより質疑を行います。質疑の発言通告書が提出されておりますので、発言を許します。なお、一括質疑、一括答弁ですので、質疑は一括でお願いします。

5 番 角井英明君。

○5 番（角井英明君） 議案第 5 号

歳入の部、国庫支出金、循環型社会形成推進交付金についてですが、どういった事業計画が循環型だと認定されて交付されたのかについて聞きたいのですが、はじめは、燃えるごみの分別が 1 市 4 町で違っている段階なのに交付金がおりののかなと思ったのですが、施設整備基本計画を見たら案 1、案 2、案 3 のどれになるろうが三つとも条件を満たしているので交付されたのかという確認です。

もう一つ、基本計画の 6-4 にエネルギー回収率 16.5%として計画したら交付金がおりと書いてあったと思うのですが、案 1、案 2、案 3 のどれになるろうがエネルギー回収率をクリアしているから交付金がおりののかということを確認の意味でお聞きします。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 今のご質問ですが、当初いただいておりますとおりの内容で答弁させていただきたいと思っております。どういった事業計画が循環型社会推進だと認められて交付されたのかについてお答えします。

まず、循環型社会形成推進交付金の定義として、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために循環型社会形成推進基本法第 15 条に規定する基本計画を踏まえるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 3 に規定する施設整備計画との調和を保つよう努め、同法第 5 条の 2 に規定する

基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等の実施に要する経費に対し、交付対象事業費の3分の1が交付されるものでございます。令和元年度は国の承認を受けた地域計画に基づき施設整備に関する計画支援事業として、環境影響評価、施設整備・造成等基本設計、地質調査、地歴調査、地形測量の業務に対し交付されております。

○議長（安澤勝君） 角井君。

○5番（角井英明君） 計画支援事業に対して交付金がおりましたということなんですけど、この計画が終わった段階で他のことでも交付金がおりの可能性もあるということですか。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 今、申し上げたのは、計画支援に対する事業にいただいているものでございまして、これから建設に関するものでも交付対象のものは、いただけることとなります。

○議長（安澤勝君） 角井君。

○5番（角井英明君） 環境省の交付金のサイトを見てみると「交付対象経費の3分の1。ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については2分の1の交付金がおりの」とあるのですが、これから成り行きでは、2分の1の交付金がおりのこともあり得るのでしょうか。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 高効率の発電の部分であったりリサイク

ルの部分については、2分の1の交付対象もありますので、そのあたりは今後いただけるものもあります。

○議長（安澤勝君） 以上で事前通告があった質疑が終了しましたので、議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） では、暫時休憩をいたしまして、討論の発言順位を決めさせていただきます。

暫時休憩いたします。

〔午後2時31分休憩〕

〔午後2時33分再開〕

○議長（安澤勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。討論の発言者が2名おられますので、順次発言をしていただきます。その順位は、2番 獅山向洋君、6番 西澤伸明君とし、順次発言を許します。

2番 獅山向洋君。

○2番（獅山向洋君） それでは、決算書に対して反対の討論をいたします。私の反対は極めて明確でして、予算段階から反対していたので決算についても反対ということでございます。ご承知のとおり、この度、ごみ処理施設の候補地が彦根市清崎町西清崎地区に決まったわけですが、この候補地は敷地全体が浸水想定区域に

なっております。また、敷地の北西側は土砂災害危険箇所、土石流危険渓流に指摘されております。また、東北側にも急傾斜地崩壊危険箇所が存在しております。しかも、ほとんど沖積層でございます。そういう意味で、この場所はごみ処理施設の候補地としては、不適格であるというふうに考えているわけでございます。そういう観点で、既に予算段階で反対していたのですが、今回の決算書においても衛生費の委託料で六つの委託業務が執行されているわけですが、これが含まれている以上、反対するというところでございます。

○議長（安澤勝君） 6番 西澤申明君。

○6番（西澤申明君） 6番西澤です。私も反対討論を行います。当組合の最大の事業となっている新ごみ処理施設の建設計画について、県が7ブロックに分けて広域化を推奨した当初から、私たちは根本的に見直すべきだと主張してまいりました。今、獅山議員が言われました中身も十分入っているわけですが、広域化については、約20年間、計画自体が難航している主な要因となっております。かいつまんで繰り返せば、現在稼働している枠組みを解消することで各自治体単位でのごみの減量化。また、気候変動や環境問題への住民の意識が薄らぐことが大きくあります。これは、パブリックコメントの集約数を見ても関心を持たれにくいことがよく分かります。

二つ目は、広域化になることで自ずと大型化になり管理の複雑化やプラントそのものの高額化は避けられなくなります。国の補助金の目安としている日量100トンクリアするところを設定しているのかと思わざるを得ません。

三つ目に、広域運営と各市町のごみ行政の緊密化は薄らいで焼却方法においても環境保全、温暖化防止の方向で実を伴わないことが多くなるおそれがあります。つまり、各市町意思決定を広域組合が采配できる権限がないことからはじまります。令和元年度の決算についてもこの大枠を維持しており、新ごみ処理施設建設計画を進めることになっています。これは、容認できません。さらに今、進められている地歴調査、地質調査の報告書の中にはいくつも重大な欠陥が含まれており、これに対してカウンターレポート、つまり対抗の報告書ですね。このカウンターレポートの仕組みがないことです。獅山議員も一般質問の中に提起されてますが、セカンドオピニオンの仕組みを導入すべきだと思います。議会の選定や専門家の選定で学者や研究機関にカウンターレポートや報告書に対する評価書を提出していただくことは可能だと思います。そのような手法を用いて建設候補地にふさわしいかどうか客観的評価を下すべきだと思います。併せて、各市町の負担金、分担金の不平等を解消すべきことを提起したいと思います。以上

の討論となります。

○議長（安澤勝君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これより採決を行います。議案第5号 令和元年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて、ご異議がございませんので、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安澤勝君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第5号 令和元年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについては原案のとおり認定されました。

日程第7 議案第6号 令和2年度（2020年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（安澤勝君） 次に、日程第7、議案第6号 令和2年度（2020年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

○議長（安澤勝君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第6号 令和2年度（2020年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

当初予算総額5億4,468万6,000円に

対しまして、歳入歳出それぞれ357万5,000円を減額し、予算総額を5億4,111万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（安澤勝君） 続いて事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中江淳展君） それでは、議案第6号 令和2年度（2020年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。補正予算書の1ページをお開き願います。今回お願いいたします一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ357万5,000円を減額し、総額を5億4,111万1,000円とするものでございます。2ページ、3ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正でございます。まず、2ページの歳入でございますが、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金につきまして、補正前の額4億7,159万4,000円から357万5,000円を減額し、4億6,801万9,000円とするものです。

次に、3ページの歳出につきまして、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費につきまして、補正前の額1億7,325万円から1,845万8,000円を減額し1億5,479万2,000円とするものです。また、第3項 清掃費につきましては、補正前の額3億3,254万6,000円に1,488万3,000円を追加し3億

4,742万9,000円とするものです。

続いて、4ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為でございます。複数年にわたる業務につきまして、債務負担行為をお願いしようとするもので、その事項は今年度末をもって中継基地事業を終了する中山投棄場の閉鎖対策工事です。期間は令和3年度、限度額7,196万2,000円をお願いするものでございます。

それでは、歳入、歳出それぞれの説明につきまして、5ページから8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。説明につきましては、歳出から説明させていただきますので、8ページをお願いいたします。3 歳出におきまして第2款 衛生費、第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費につきまして、補正前の額1億6,967万4,000円から1,882万6,000円を減額し1億5,084万8,000円とするもので、給料をはじめとする人件費に関して当組合の本年度の人事異動によりまして体制に変更があったことから現体制で見積りをしたことで減額となったものです。内訳としましては、第2節 給料は479万2,000円の減額、第3節 職員手当等は896万円の減額、第4節 共済費は320万5,000円の減額、第18節 負担金、補助及び交付金につきましては186万9,000円の減額をそれぞれお願いするものです。また、第5目 退職手当基金積立金は、補正前の額351万1,000円に36万8,000円を

増額し、387万9,000円をお願いするものです。

次に、第2款 衛生費、第3項 清掃費、第1目 投棄場管理費におきましては、補正前の額1億7,416万5,000円に1,488万3,000円を追加し、1億8,904万8,000円とするもので、内訳として、第12節 委託料は中山投棄場の閉鎖工事に係る測量調査および実施設計委託業務について入札執行による事業費の確定により534万6,000円の減額を、第14節 工事請負費は中山投棄場の閉鎖に係る対策工事のうち今年度の事業費である2,022万9,000円の増額をお願いするものです。

次に9ページから11ページにつきましては、補正予算給与費明細書でございます。一般職の給料、職員手当、共済費の内訳となっております。特別職の補正増減はございません。

それでは、歳入のご説明をいたしますので、お戻りいただきまして、7ページをお願いいたします。2 歳入につきましては、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金、第1目 負担金は、補正前の額4億7,159万4,000円から357万5,000円を減額し、4億6,801万9,000円とするものでございます。1市4町構成市町ごとの運営費負担金の内訳につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。なお、この負担金につきましては、斎場管理分、投棄場管理分、建設推進室分に区分けをして計算しております。

以上が、議案第6号に係る説明でございます。よろしくご審議いただきませうようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） これより質疑を行います。質疑の発言通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第6号 令和2年度（2020年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり決すること、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安澤勝君） ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第6号 令和2年度（2020年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号、日程第9 議案第8号、日程第10 議案第9号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（安澤勝君） 次に、日程第8、議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてから日程第

10、議案第9号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでは、関連する議案でありますので一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） ご異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてから日程第10、議案第9号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでは、一括議題とすることに決定しました。

職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

○議長（安澤勝君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） 議案第7号から議案第9号について、その概要をご説明いたします。お手元の議案書で別添としまして各委員の略歴をお付けしておりますが、当組合公平委員会委員の選任について、議会の同意をお願いするものでございます。現在の公平委員会委員の方々につきましては、本年10月31日をもって地方公務員法第9条の2第10項の規定により4年間の任期が満了することとなっております。したがって、本年11月以降の委員の選任について、議会の同意をお願いするものであります。詳細につきましては、事務局から説明させ

ますので、よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（安澤勝君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中江淳展君） それでは、議案第7号から議案第9号彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを説明させていただきます。

現在の公平委員会委員といたしましては、関功さん、森野有香さん、岸本弘司さん、以上3名の方々でございます。この3名のそれぞれの任期が、本年10月31日で満了いたしますため、本年11月以降の委員の選任にあたり森野有香さん、岸本弘司さんのご両名については、引き続きの再任について議案第7号および議案第8号により議会の同意をお願いするものでございます。また、現任の関功委員の任期満了に伴い、その後任として同じ彦根市にお住まいの横井康素さんを選任することについて議案第9号により議会の同意をお願いするものでございます。なお、今回ご提案させていただきました、森野有香さん、横井康素さんは彦根市の公平委員会委員に、岸本弘司さんは多賀町の公平委員会委員にそれぞれ就任されておられます。以上で、議案第7号から議案第9号に係る説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） これより質疑を行います。質疑の通告書が提出されて

おりませんので、質疑なしと認めます。以上で、議案第7号から議案第9号までに対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。まず、議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。原案のとおり同意を与えることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安澤勝君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に議案第8号の採決を行います。議案第8号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。原案のとおり同意を与えることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安澤勝君） ご着席願います。起立全員でございます。よって、議案第8号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を

求めることについては、原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に議案第9号の採決を行います。議案第9号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。原案のとおり同意を与えることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安澤勝君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第9号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意を与えることに決しました。

暫時休憩いたします。

〔午後2時55分休憩〕

〔午後3時05分再開〕

○議長(安澤勝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 一般質問

○議長(安澤勝君) 次に、日程第11、定例会でありますので当組合所管事項に対する一般質問を行います。一般質問の通告書が4名の方から提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、5番 角井英明君、15番 伊藤容子さん、6番 西澤伸明君、2番 獅山向洋君とします。なお、一括質問、一括答弁ですので、質問者

は一括で質問をお願いいたします。

5番角井英明君。

○5番(角井英明君) 5番角井です。新ごみ施設整備についてです。現在は市町で燃えるごみの処理方式が違っていています。今年度に各市町で行う一般廃棄物処理基本計画の見直し時に統一すると聞いていますが、簡単にいくのかなと思うので調整も必要かと思うのですが、どこが主体となり、どういった手順や方法で行っていくのか教えてください。

○議長(安澤勝君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 標題1の要旨についてお答えします。

新ごみ処理施設で1市4町の一般廃棄物を処理するにあたっては、処理の効率性や経済性などの観点から統一された分別区分で処理することが前提となります。一般廃棄物処理基本計画の策定については一般廃棄物の処理が市町の責務となることから、それぞれの市町で策定することとなり、その基本計画の中に廃棄物処理に関する施策について定めていくものがございます。そのため、計画期間内に稼働予定となる新ごみ処理施設での分別区分の統一を想定した一般廃棄物処理基本計画の策定手法について、昨年度から彦根市が主体となり1市4町の主管課で協議が進められております。策定の手順としましては、現在、既に基本計画策定業務をコンサルタントに発注されており、各市町のごみ処理状況の把握や課題抽出などに

着手されています。その結果や各市町
主管課へのヒアリング内容を基に、計
画期間内での減量や資源化の目標数
値や目標達成に向けた各市町の施策
を定めていくほか、それと並行して圏
域住民へのアンケート調査を実施し、
その結果も分別区分の統一に反映さ
せるものと聞き及んでいます。

○議長（安澤勝君） 角井君。

○5番（角井英明君） 設備計画を立てるときに住民アンケートをされて、
ごみについていろいろと意見があっ
たと思うのですが、そういった意見
も、今コンサルタントが立ててると言
われたんですが、反映されるのでしょ
うか。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） アン
ケートの内容は、まだこちらでは知る
ところではございませんが、確かに
我々が実施しました住民アンケート
の結果もございますので、それは反映
いただくようにお伝えしたいと思います。

○議長（安澤勝君） 角井君。

○5番（角井英明君） 彦根市ですけ
ど、この前に総合計画をたてる審議会
があって、そこでも市民の意識調査等
をされていて、ごみ減量に努める、買
い物袋を持参する、リサイクルに努め
ているというのが47.7%もあつたん
です。彦根市は分別をされていますし、
今まで積み重ねてきたところから後
退することがないように、実績を活か
して基本計画をそれぞれの市町で立

ててほしいなと思います。

○議長（安澤勝君） 要望でよろしい
ですか。

○5番（角井英明君） はい。

○議長（安澤勝君） 続いて、15番伊
藤容子さん。

○15番（伊藤容子さん） 標題1基本
計画の【理念3】資源循環・エネルギ
ーの回収に優れた循環型社会基盤施
設の項目および基本方針には、エネル
ギーの活用について明確に示されて
おりません。新ごみ処理施設で発生す
るエネルギーの活用については、圏域
住民アンケートの結果を見ても期待
されております。基本計画の理念・基
本方針と熱エネルギー活用について
の見解を伺います。エネルギー活用と
しては、基本計画の施設の維持管理・
運営費の中に売電収入として発電・売
電が具体的に示されております。一方、
熱エネルギーについては、発電可能量
の概算の項目で熱供給の有無が発電
量に影響を与えることを示されてい
るにとどまり、熱エネルギー活用につ
いて具体的な例を記されておられませ
ん。基本計画の理念には、熱としての
利用も含まれると考えます。エネルギ
ー効率を考慮しても売電だけでなく
熱エネルギーも大いに活用し、循環型
社会の構築推進のために、熱エネルギ
ーの活用を明確に記す必要があると
考えます。基本計画の理念、基本方針
と熱エネルギーの活用についての当
局の見解を伺います。

次に、標題2新ごみ処理施設整備基

本計画の【理念3】資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基盤施設に関連したエネルギーの活用についての業務が、先日いただいた業務スケジュールに記載されていませんが、見解を伺います。エネルギー活用についての関連業務がスケジュールに反映されていませんが、エネルギー活用についての業務、工程をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。エネルギー活用については、まず、連絡協議会等で話し合われると思いますが、一定の審議期間が必要と思われます。業務スケジュールの中で他業務と同様に進捗管理をする必要があり、業務スケジュールに記載する必要があると考えますが見解を伺います。

標題3 エネルギー活用について、時間的・コスト的等総合的に考えて、いつまでに構想を明確にする必要があるのでしょうか。エネルギー活用についての要件を明確化する必要がある時期はいつですか。圏域住民の要望を具体的に実現するためには、コストを含めた考察が必須になります。コストをかけないためには、いつまでに要件の明確化が必要になってくるのでしょうか。

標題4 施設の入札後にエネルギー活用の構想が決定し施設仕様変更が必要になった場合、入札後の施設仕様変更は可能でしょうか、見解を伺います。エネルギー活用についての要件の決定が入札後になった場合、仕様変更が可能でしょうか。エネルギー活用について

審議期間が想定よりも延びた場合、現実的に住民の要望に対応できるのでしょうか。

標題5 エネルギー活用の構想を実現するためには、彦根市の複数部局との協同が必要になります。彦根市との協同体制の現状と今後の課題を教えてください。エネルギー活用の構想実現のためには、新ごみ処理施設が立地する彦根市との協同が必要になってまいります。基本計画の理念・基本方針を実現するためには、エネルギー活用の構想段階から彦根市の関係部局の参加が必要と考えます。彦根市との協同体制の現状と課題を教えてください。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 標題1の要旨についてお答えします。発電以外の熱利用として、施設整備基本計画の第6章エネルギー利用計画・高効率発電の検討において、ごみ処理施設内での暖房給湯や広域熱供給についても利用可能な熱量を試算し、熱そのものの利用について検討しています。また、熱を供給する周辺施設等は定まってませんが、先進施設の例から、ごみ処理施設以外で熱利用を行う可能性のある余剰熱利用設備として温水プールや温室などで利用する場合に要する熱量についても試算しています。施設整備にあたっては、発電だけでなく熱エネルギーの活用を積極的に行い地域住民の期待に沿える施設にしてまいりたいと考えております。

標題 2 の要旨についてお答えします。電気や熱をごみ処理施設以外で利用するためには、ごみ処理施設側において、それらを供給するための設備を設ける必要があることから、周辺地域での電気や熱の利用については、現在、西清崎町自治会内で協議が進められ来年度には提出される、まちづくり事業プランのほか連絡協議会での検討が必要と考えております。また、彦根市単独の事業として新たな公共施設を整備される場合も想定されますので、新ごみ処理施設建設時に必要な供給設備の整備ができるよう、電気や熱の利用先について、今後、関係機関等との協議を進めていく中でスケジュール管理を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

標題 3 の要旨についてお答えします。電気や熱を周辺施設などに供給する場合、令和 5 年 10 月を想定している施設建設工事の入札公告に添付する要求水準書の中にどのような施設に電気や熱を供給するのか、その規模を記載のうえ、施設外へ供給するための設備を設けることを明記することになります。要求水準書に反映するにはプラントメーカーに見積設計図書を作成を依頼する必要があり、令和 5 年 10 月の入札公告に間に合わせるためには遅くとも令和 4 年 9 月頃までに外部への電気や熱を供給する方向性を定める必要があると考えております。

標題 4 の要旨についてお答えしま

す。入札執行後における仕様変更につきましては、落札したプラントメーカーが行う実施設計期間中であれば、その進捗状況によって対応が可能と思われませんが、必要とする供給設備の増設に対する整備費用の増額が伴うこととなります。また、供給設備の増設については、施設稼働後でも可能ではありますが、実施設計期間中の変更と比べると多額の費用が必要になると考えます。ただし、電気の供給につきましては、売電する余剰電力についての所掌事務を当組合とすることで、新たな利用先への供給については、その施設で使用した電力量を売電した電力量から差し引くという形態も取れることとなります。ただし、余剰電力には限りがあり余剰電力による当組合への収益は、1 市 4 町の公益性を伴うものであることから、当初に予定していなかった施設での利用については、当組合管理者会等で新たな施設での利用について協議されることになると考えておりますので、ご理解願います。

標題 5 について、建設候補地が彦根市清崎町地先の西清崎に決定して以降、彦根市の関係課との協議を進めているところです。また、周辺地域住民との連絡協議会にも彦根市の関係課から参画いただくこととなりますので、エネルギー活用についても協議してまいります。ただし、候補地周辺での新たな公共施設等の整備計画を明確化される時期によって、その施設で

のエネルギー活用について要求水準書に反映できるかが決まってくることから、彦根市においては、当組合が実施している環境影響評価の進捗状況等から判断いただいて、施設整備を決定いただくこととなるため、このことについては今後の課題であると考えております。

○議長（安澤勝君） 伊藤容子さん。

○15番（伊藤容子さん） まずですね、熱エネルギーについて温水プールとかを試算しているということでありますけれども、他にも土地利用に関して産業発展とか、例えば新たな公共施設を造るとかいうことで、そちらに熱供給、冷暖房の供給をすとかですね、いくらでも地域発展・彦根の発展・湖東の発展のために、このエネルギーをどういうふうにするか多目的に考えられると思うんですけども、今のお話ですと、温水プールとかそういうイメージをされている中での住民の検討ということをされるのでしょうか。

標題2に対しては、スケジュール管理が必要になるということで、していくということでありますけれども、このエネルギーをどういうふうにするかは彦根・湖東の未来、イメージにも今これSDGsというふうにもものすごく社会はいつておりますけれども、その先駆的な絵になるように活用するとなると、今の業務スケジュールの中で彦根市の関係部局も参加して、きちんと住民の要望を現実的に反映するためには、いつ本格的な話し合い

をするのか。令和4年9月までには要件が必要ということで、もう2年しかありません。そういうスケジュール管理では、あまいのではないかと思います。見解を伺います。

標題4は、入札後に仕様変更を伴うようなことは、実際には難しいという意味で捉えてよろしいのか。逆に、令和4年9月までにエネルギー活用については要件を決めなくてはいけないということの意味していると理解していいのでしょうか。

標題5について、新たな広域施設の整備などで、彦根市の関係部局が必要になるということで、環境調査を待っていると環境調査でOKが出るタイミングと令和4年9月までに要件をしなくちゃいけないというところで、ちょっと懸念をされておりましたけれども、環境調査が出てから本格的に関係部局が出て、令和4年9月までに住民のエネルギー活用の実現に向けて構想をしっかりと作るというのは、不可能かと思いますが、当局の見解を伺います。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 標題1でのご質問でございますが、熱エネルギーのプール等についてこの基本計画の中では、あくまでも可能性として熱を利用する場合の施設として、それぞれの施設での熱の必要量というのを試算しているものでございまして住民様からのご意見等をちょうだいしているようなものではございま

せんので、ご理解願います。

標題2のスケジュールの管理についてでございますが、西清崎の自治会様との協議は進めておりまして、西清崎の自治会内で事業として熱を使うのか、電気を使うのかというところについては、現在も検討いただいているところでございますが、これから連絡協議会の中でもそういった話をしてまいります。彦根市につきましても、これから本格的な活用についてご検討いただけるように、こちらとしてはお願いしてまいりたいと思っておりますが、当組合の方では、広域でプール等そういった熱利用できるような施設の建設は今のところ考えておりませんので、彦根市様にお願いしてまいりたいと思っております。

標題4ですが、熱そのものを利用する場合につきましては、供給側・施設側にその設備を設ける必要がございますので、施設が建設された後に新たに設ける場合には多額の費用がかかってくるということでございますので、かなり難しいのではないかとこのように考えております。先ほど申し上げましたように、電気の利用につきましては、この売電の所掌を我々当組合としてすることによって施設での利用というのは可能になってくるものと考えております。

標題5の令和4年9月までに不可能ではないかというところでございますが、これから彦根市の関係課とは協議の方を進めさせていただきまし

て、まだ候補地の段階ではございますけれども、どのような施設が考えられるかについて協議をしてまいりたいと思っておりますのでご理解いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（安澤勝君） 伊藤容子さん。

○15番（伊藤容子さん） 標題1に関してですけれども、エネルギー活用についてですね、西清崎町自治会での話し合いと、もう一つ住民の協議会というこの二つをいつもお話していただくんですけども、地域振興策の3億円ですね、これは西清崎の自治会に限って熱エネルギーなりエネルギーの活用について話すことだと思っております。そういう意味では、西清崎に限定しない広域でですね、1市4町の圏域住民がどういうふうにもこの熱エネルギーの活用を望んでいるかという話と、西清崎町の自治会がどう考えるかというのは別の話だと思うんですが、この二つは、きっちり分けて話し合いを進めていかななくては、まあ一緒になっちゃうかもしれませんけれども、あくまで西清崎町の地域だけの3億円はそういう使い方かもしれませんけれども、アンケートの結果を見ても熱エネルギーの期待も大きいです。それをどのように話し合っていくか線引きをして話す必要があると思っております。その見解を伺いたしたいと思います。あと管理者にですね、住民の皆さんが熱エネルギーの活用構想を練った時に、現実的に環境影響調査の発表が出てから2年後の令和4年9月までに、それ

を現実的にいろいろ土地利用・都市計画、建設のやり方、補助金がどういものがあるか、いろいろと活用が許容であればあるほど、いろんな方法が使えます。それに対して彦根市が早くから関わっていかないと取れる補助金も取れなくなってきました。見解をお願いします。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 標題1の西清崎への3億円の地域振興策につきましては、おっしゃっていただきましたとおりの西清崎の自治会の中で熱利用を検討いただいていることとなりますが、西清崎の自治会としましても周辺で活用していただけるような施設にも熱を供給できるようなことも検討していきたいと現在お聞きしているところでございます。彦根市全体での熱利用につきましては、やはり当組合で彦根市の温水プールであったりを建設していくというような計画ではございませんので、彦根市様に今後ご検討いただくというところで協議を進めたいと思いますので、この分については、線引きをしてお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（安澤勝君） では、以上で伊藤議員の質問を終わります。

続きまして、6番西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） 6番西澤です。大きく二つの標題で質問させていただきます。

一つ目の彦根愛知犬上地域新ごみ

処理施設整備連絡協議会設置要綱についてであります。これは、建設過程で住民参加を保障することにより民主的運営、また、その性格を担保するためにも必要かと思っておりますので、4点補強が必要だと私は考えました。

一つ目は、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備連絡協議会と組合の関係性は、全員協議会でも質問させていただきました。それを定めることが重要ではないかと思っております。第1条中に、地域住民の意見を尊重する。つまり、組合と協議会の関係を第1条中に明言することが大事だと思います。それは、組合における協議会の位置付けを明確にし第2条には目的が書かれています。その目的は、協議内容を事業に反映させるとなっておりますので、その反映させた受手側である組合の立ち位置を明確に要綱の中に補強する必要があるのではないかと思います。

二つ目に第7条の会議では会長が招集しとあるだけで開催回数、開催条件等の枠組みが全くありません。年間定例や下限回数それから臨時に開催することができる条文を補強することが必要ではないかと考えます。

三つ目に第9条で会長が必要と認めるときは、公開しないことができるとあり、これはあまりにも非民主的であり行政主導の事務局サイドで進められるおそれがあり得る状況で非公開自体が目的に照らしてなじまないと思っております。少なくとも3分の2の賛同がある場合などの制限や非公開の

理由を明らかにしなければならないなどの文言を加える必要があると思います。これについては、再質問でも回答によっては、しようと思いますが、元々、行政主導が強いところです。設置についても組合の中でされて選出は区長さん、自治会長さんなどが推薦されてきますけども、行政サイドの運営が懸念される中でこの問題は大事だと思います。

四つ目は、協議会としての意思表示を保障する文言が必要ではないかと思えます。協議会委員の個々の意見や提案はもちろんだが、協議会としての意見を取りまとめ地域住民代表の総意として建議の形で組合に意見を述べ提案することができる協議会の役割も必要ではないかと思っています。この標題1の点については、ぜひとも要綱の中で、補強をしていただきたいと思っています。

二つ目の標題ですが、新ごみ処理施設建設候補地の地質調査についてであります。質問表を見ますと獅山議員が非常に詳しく述べられていますが、私は総括的に考えました。軟弱地盤の改良にサンドコンパクションパイル工法が有効とされています。その土地の状況をどのように判断されているのか。解説図面を見ても、50m以上のパイルの打込みが必要となっているように考えています。岩盤まで届くには、長い距離が必要となっています。その安全性、安定性に疑問が生じます。また、地質改良費用が膨大に

なる懸念などが考えられると思います。これは、以前、石寺地先の候補地が断念になったそこでも50m、60mのパイル打ちが必要で、大変大きな費用がかかることから断念になったと聞いています。そういう点からも、これはよく似たケースだと思いますし、ぜひともご回答ください。よろしく願います。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 標題1の要旨1にお答えいたします。今回定めた要綱はあくまでも協議会の設置要綱であり、協議会と組合との関係性をその都度、定めるものではないと考えております。また、第1条に地域住民の意見を尊重するなどの文言を明記してはとのことですが、候補地周辺地域の関係者が全体の約7割を占める協議会の意見は、地域住民の意見でもあることから、第2条の協議内容を事業に反映させることを目的とすることは、地域住民の意見を尊重することにつながるものと考えております。さらに、地域住民と組合が情報の共有および意見交換を行うこと、相互の連携を深め地域環境の保全、地域住民の安全・安心の確保について協議することをうたい、全体としての互いの関係性を明記しておりますので、ご理解願います。

続きまして、要旨2についてお答えいたします。会議については、事業の進捗にあわせて適時開催することを考えております。協議会は新ごみ処理

施設の稼働までは継続していくことを想定しておりますことから、事業の進捗状況や事業内容により、協議事項等が異なり、年度によって開催回数や頻度も違って来るものと予想されますので、年間の開催回数や臨時会の開催等を明記せず、地域住民と組合との関係を損なうことなく、柔軟かつ的確に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続きまして、要旨3についてお答えいたします。会議については公開を原則とするものでございまして、個人情報を含むような案件や公開することで将来の事業の進捗に著しく支障が生じるおそれがある場合などにより、万が一、非公開とする場合であっても協議会委員のご意見を伺ったうえで対応してまいりたいと考えており、現時点において、会議を非公開として協議いただくことは、まずないのではないかと考えております。

要旨4についてお答えいたします。協議会は、施設整備や地域環境の保全、公害防止対策に関し地域住民と組合が情報の共有と意見交換を行い、相互の理解を深めるとともに、地域環境の保全、地域住民の安全・安心の確保について協議いただく場であり施設整備や事業内容について意思決定を行う機関ではございませんが、可能な限り協議内容を事業に反映させてまいりたいと考えております。

標題2の要旨1についてお答えします。サンドコンパクションパイル工

法は、圧密を促進させる必要がある場合に他の工法との比較の上で検討の可能性のある工法のうちの一つです。全員協議会においてご報告申し上げたこの工法は、地質調査を実施した業者による見解となりますので、あくまで可能性の一つということでございます。地質調査結果では支持地盤の確認まで最も深かった地点で47.5mとなっており、この工法を採用した場合は、その地点までの地層に処理を行うこととなり工法的には安全・安定性を確保できるものです。地質改良の工法については、今後、地質調査結果や現在検討中の造成計画を基に地盤解析を行い、その結果を基にして圧密促進の必要性を検討し圧密促進が必要と判断された場合は、経済性も含めて最適な工法を決定していくこととなります。また、その概算費用については、地質改良を必要とする面積を施設整備基本設計での施設の配置、搬入出用道路の位置や距離などと整合を図る必要があることから現段階では算出しておりません。石寺地先の地質は、深さ60mまで掘っても支持地盤が出てこないほどの軟弱地盤でしたが、西清崎の候補地では、山側は深さ21mから25m、川側は46mから47.5mで支持地盤に当たるといふ地質であり、21mから47.5mの間で支持地盤に対する杭が打てることが確認されておりますので過去に断念した石寺地先とは状況が違うことをご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 西澤君。

○6番（西澤伸明君） まず1ですけども、協議会で話し合った中身は、反映させる。つまり協議会としての意思や協議内容を表したものですよね。組合はその協議内容をどうするのか、どう処理するのか、受け手がどうするのか、これを明確にする必要があるように思うんです。今の答弁を聞いていても、情報交換しながら地域住民の安心安全のために協議を行うというわけですから、組合がその内容を真摯に受けるという内容を私が1の中に書いたように、第1条中にその位置付けをしてもいいのではないかと思います。

二つ目です。会長の招集回数に私は、こだわっていません。確かに建設推進室長が言われたように年度によって状況が違いますし、回数や中身が変わってきますので、これにくくるということは逆に不合理だというように思います。だけでも少なくとも1回開かないしは数回をする。つまり数回というかたちでぼかす。つまり1年に1回も会長さんが招集しないということもあり得るわけですよ。ですから、要綱の中にはそのことをきちんと民主的運営を貫くうえで、委員さんと議論をする。それから協議をする場をやはり年間通して最低1回は保障する。ないしは数回というかたちで設定をする。これは趣旨・目的からしたら、そのことを明記することは必然だと思うんです。

3ですけども、これも答弁の中に

ありました、非公開ですることは想定されないだろうと言われるわけですけど、元々、個人情報については公開されませんし組合側が情報公開に個人情報の中身を公表しなければ済む問題です。二つ目に事業の進捗にわるい影響を与える場合にというのがありますけれども、やはりこの大きな趣旨、つまりごみ処理を安心安全に地域住民と共に、これは近隣の住民だけではなく1市4町が関わることでですから、その点は非公開ではあり得ない。しかし、非公開になる場合もこれは地方議会の場合も想定があります。そういう点では、制限を加えて非公開の理由を明らかにするというのを明記して運営をしていく。つまり委員さんについても、そういう全体の想定ができる要綱を設定していく必要があるというふうに思います。

4ですけども、建議というようにありましたけども、それぞれ委員さんが発言をされます。また意見を述べられると思います。組合として採用できる意見もあれば、採用できない意見もあるんですよ。地域住民の方ですから、利害関係が相反する場合もありますし、反対の意見もあると思います。ですからその点について、どちらを採用する、つまり組合の採用で意見を反映させていくわけですけども、決定機関では元々ないですよ。私もそれは思いません。だけでも、第2条にあるように反映させることが目的であり第1条のところで設置をしたとき

の目的が書かれていますので、その範囲は超えないように思うんです。ですから、利害が相反をしたり、意見が相反するこういう場合でも協議会としては、こういう内容で提案をしたいとなったら、こういうことができる。つまり、まとまって組合に対してこうしてほしいですという意見が述べられる。決定ではないですから、それを受けて組合が却下する場合がありますし、その一部を採用する場合もあるわけですね。ですからそういう点でも、その保障を設定しておいていただきたいと思うんです。以上お願いします。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 標題1の要旨1についてですけども、あくまでも協議会の要綱につきましても、設置要綱というかたちで考えております。先ほどもおっしゃられましたように、意思決定をする機関でもございませんので、この要綱の中に組合の関係を位置付けるものというふうには考えておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

開催回数のことにつきましても全く開催されない可能性もあるというようにございしますが、その点につきましても、こちら事務局として入らせていただくこととなりますので開催がないということは、ないというふうには考えておりますので、この点につきましても記載することは考えておりませんのでご理解いただきますようお願いいたします。

要旨3の公開・非公開に関しての質問についてですが、繰り返しの答弁にはなりますけども、万が一、非公開とする場合であっても協議会の委員のご意見を伺ったうえで最終的には会長が民主的な観点から判断されるものと考えております。非公開とする場合には、理由が勿論必要でございますので、その理由を明らかにしたうえで、第9条のただし書により対応してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

建議のかたちで組合に提案するという役割について、要旨4でございしますが、これも繰り返しの答弁になりますけれども、協議会は地域住民と組合が情報の共有や意見交換を行い、相互の理解を深めるとともに地域住民の地域環境の保全、地域住民の安全安心の確保について協議いただく場であり、意思決定を行う機関ではないと考えております。ただし、議員ご指摘のとおり、建議のかたちであるか、ないかというのは別としまして、協議会の総意として組合に対しご意見の方はいただくことはあるものと考えております。また、意思決定がないというようにございしても7月7日の連合自治会長様との協議の中で、この要綱につきましても内容をご確認いただきましてご意見いただいたものについては、修正して完成した要綱となっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 西澤君。

○6番（西澤伸明君） 答弁を聞いてますと、1、2、3、4ほとんど私が言っている内容を反映しているんですよね。受けてくれた委員さんも民主的な運営が貫かれる。委員さんが述べたことを組合は受け取ってくれるんだという担保、つまり委員さんの安心感、こういうところを要綱の中できちんと表したらどうですか。答弁された1についても尊重していくというわけですから、要綱の中に組合は委員さんから出た意見を尊重する。こういうのがあって別段違和感がないというように思うんです。

2についても招集を1回もしないということはありませんよ。年最低回数開催をする、こういうように入れても別段構いませんよね。

それから3の第9条ですけども、非公開となる場合、理由が必要だと言われました。今、答弁された内容を組合側として要綱に反映する作業が必要だということです。つまり民主的運営や住民参加をこの間、新ごみ処理施設は広域ですから様々な問題が生じてくると思うんです。稼働についても、いろんな地域で事故などが起きています。こういう時も民主的に地域住民が意見を述べる。組合も公開をしながら運営上の問題点について地域住民に報告する。もちろん、議会がありますから議会との関係もありますけれども、近隣住民の協議機関で目的でも

ありますように、安全安心のごみ処理施設の運営をしていくうえでの、担保としての要綱なんだという点では、やはり補強をする必要があると思います。最後、よろしくお願いします。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） この要綱につきましては、繰り返しの答弁になりますけども、あくまで協議会の設置要綱であり連合自治会長様との協議の中、設けてきたものでございまして、第2条の協議内容を事業に反映させることを目的とするといった部分につきましてもご意見をちょうだいしながら、このような表記をしているものでございます。この内容であれば、委員長も民主的に進めていただくことが可能であるというように考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） では、5分間だけ暫時休憩いたします。

〔午後3時55分休憩〕

〔午後4時00分再開〕

○議長（安澤勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番獅山向洋君。

○2番（獅山向洋君） まず標題ですけど、令和2年8月18日の全員協議会において配布された資料2についてです。この資料は、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備にかかる地質

調査結果からの抜粋というものでございます。これについて質問するものです。以下、要旨でございますけれども、資料2の地質調査結果で93ページにおいて腐植土層の強度並びに沈下特性についてという項におきまして、調査地盤について沈下が安定することを確認するためには、沈下観測をできるだけ丁寧に行い、残留沈下量などの把握を行う必要があると述べたうえで施工方法についての項においてはこのような地盤であることから、圧密沈下を促進させる必要がある場合は時間を要する。そのため、地盤内の排水を促進し、地盤の圧密沈下、圧縮強化を図るよりも地盤の中に砂を強制的に圧入し、締め固めるサンドコンパクションパイル工法が施工方法としては有効と思われると判断しているとあります。

そこで、質問1ですが、管理者は、今日まで候補地の地盤改良の工法としては、余盛圧密沈下を採用してきました。要するに、土を盛るということだけです。これを改めて、今回の地質調査結果に書いてあるようにサンドコンパクションパイル工法を採用するのか。

質問2ですが、サンドコンパクションパイル工法を採用した場合、敷地面積4万9,363㎡全体についてサンドコンパクションパイル工法を採用するのか。あるいは、余盛圧密沈下工法を採用する部分があればその面積を明らかにしていただきたい。

質問3ですが、これは添付の図面について言っているのですが、調査地点No1の深さは54m、No2は51m、No4は53mと記載されております。施工方法においては、50m程度の深さでも施工が可能と述べているが、本当に可能なかどうか。施工例があれば調査し報告していただきたい。また、これほどの深さまで打ち込むときは工費が嵩むのではないか。一本あたりの経費を明らかにしていただきたい。

質問4、サンドコンパクションパイルを打ち込む総本数は何本くらいになるのか。この工法による工費の概算を明らかにしていただきたい。

質問5ですが、この工法では騒音・振動などの影響が大きいことと書いてあるんですが、これは容易に推察できます。ところが、周辺地盤の変異が大きいこととも書いてありますが、この意味を具体的に説明していただきたい。

さて、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画は、議題になって議決されております。以下、基本計画と申しますが、4-3地質・地盤条件において建設候補地は敷地の北西部のごく一部を除くほとんどが沖積層であり、厚さは10mから15mと推定される。軟弱地盤ではあるが、軟弱地盤対策により支持力の確保は可能であると述べられています。しかし、私が昨年10月の臨時会においても指摘したように、もっとあるんじゃないかということです。単純に言えば、荒神山

のすそ野から宇曾川まででも相当高低差があるわけですから、こんな程度で済むわけがないと指摘したわけですが、今回の地質調査により沖積層の厚さは10mから15mどころか30mから50mもあることが判明しました。基本計画におけるこのような推定はパンフィックコンサルタンツ(株)の意見をそのまま採用したものであるが、このコンサルの推定は素人である私の推測にも劣っているんじゃないかなと思います。

そこで質問6です。このような大事業において特定のコンサル業者の単独の意見に従うことには大きなリスクがございます。結果的に地域住民に莫大な損害を与える危険性があります。今後はこういうような無能なコンサル業者なのか、逆を言えば、どうしてもここへ持ってきたいという執行部側の意を受けて10mないし15mなんて書くコンサル業者なのか。これは私どちらか分かりませんが、とにかくこんなコンサル業者は変えてしまおうか、あるいは、他の業者のセカンドオピニオンを求めるべきではないかと思うのです。ぜひお答えいただきたいと思います。

それから次に、基本計画は先ほども述べましたように建設候補地は敷地の北西側のごく一部を除くほとんどが沖積層であり厚さは10mから15mと推定される。軟弱地盤ではあるが、軟弱地盤対策により支持力の確保は可能であるということをお前提にして、

余盛圧密沈下工法を採用して改良費を4億円と算定しているわけですが、算定した結果、総事業費の比較から候補地を彦根市清崎町西清崎地区と決定したわけですが、今回の地質調査によりまして厚さ10mから15mという前提は崩れてしまいました。ですから、余盛圧密沈下という工法では、とても無理だというように私は考えておるところです。

そこで、質問7ですけど、このような経過を鑑みれば、今回の地質調査の結果について管理者会においてその内容について十分な検討を行い、どうしようかと検討されたはずだと思います。その経過および結果を報告していただきたい。

最後に質問8、以上述べたような理由で議決された基本計画の内容には重大な誤りがあったと言わざるを得ません。管理者、管理者会および議会は、新たに判明した事実に基づき候補地をはじめ基本計画そのものを見直すべきであると考えているが、これについて、管理者の見解を伺いたいと思います。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 質問1についてお答えいたします。先の西澤議員の質問に対する答弁でも申しましたとおり、サンドコンパクションパイル工法は、圧密を促進させる必要がある場合に他の工法との比較のうえで検討の可能性がある工法のうちの一つであり、あくまで可能性の一つ

に過ぎません。地盤改良については、今後、地質調査結果や現在検討中の造成計画を基に、現況の軟弱地盤での地盤圧密による沈下等の解析を行い、解析結果から対策工法を検討し、対策後の地盤解析を行います。その結果を基に、圧密完了までに必要な時間と施設建設工事完了までに確保できる時間を勘案し、当組合の判断として最適工法の決定を行い、要求水準書にも参考として示しますが、最終的に工法を決定するのはプラントメーカーの所掌となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、質問2についてお答えします。地盤改良については、敷地面積全体に必要なものとは考えておりませんが、現段階においては施設の配置、搬入出用道路の位置や距離なども決まっておらず、対策が必要となる工法や面積についても定まっておられませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、質問3についてお答えします。No. 1の深さ54m、No. 2の深さ51m、No. 4の深さ53mというのは、支持層を5m含む深さです。軟弱な地層はNo. 1では深さ約47.5m、No. 2は深さ約46.0m、No. 4は深さ約47.2mとなっています。なお、土木学会建設技術研究委員会の資料「最近の工法と工法選定のポイント」によれば、サンドコンパクションパイル工法は、改良可能深度25mから50mとなっており候補地の軟弱地盤深度であれば施

工は可能となります。また、同資料によりますと施工実績は100件以上あり概算標準工事費は3,500円/mから4,000円/mとなります。

続きまして、質問4についてお答えします。土木学会建設技術研究委員会の資料「最近の工法と工法選定のポイント」によれば、サンドコンパクションパイル工法は、改良径0.5mから0.8m、概算標準工事費3,500円/mから4,000円/mとなっています。単価は、浅いほど安く、深いほど高くなります。したがって、仮に深さ47mまで打設すれば単価4,000円/mと想定し、約18.8万円/本となります。ただし、地質調査報告書の基盤層の出現深度についてにおいて推測されているように、敷地内は荒神山に近い西側に向けて浅い位置で良好な地盤に当たることが示されています。ボーリングを実施したNo. 3では深さ約21.0m、No. 5では深さ約25.0mまでが軟弱地盤となっています。サンドコンパクションパイルを深さ約21mまで打設すれば、単価4,000円/mと想定し、8.4万円/本となります。したがって、敷地内では平均的には、約14万円/本と考えられます。一般的には、約2.2mのメッシュ間隔で打設するものですが、現段階では施設の配置、搬入出用道路の位置や距離などが定まっていないことから、対策が必要となる面積が定まらないこと、また、造成計画の中で進めている地盤解析が完了していないことから盛土以外の工法での圧密

沈下の促進が必要か判断できないため、現段階では工法の検討を進めておりません。よって、サンドコンパクションパイル工法を想定した概算費用は算出しておりませんが、今後、この工法も含めて検討することとなった場合、概算費用を比較できる資料は、お示しできるものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、質問5についてお答えします。周辺地盤の変異が大きいことにつきまして、サンドコンパクションパイル工法は、軟弱地盤中に振動または衝撃により砂を圧入する工法であり、打設した場所の周辺の地層も一緒に圧密させることとなります。したがって、敷地の境界付近でこの工法を使用した場合、敷地外の地盤も圧密させてしまうこととなるため、地面が盛り上がる、または沈下することがあるという意味でございます。なお、工法選定にあたっては注意が必要とされており、この工法を採用する場合は、影響が出ると推測される範囲で矢板を設置するなどの対策を講じる必要があるものと考えています。

続きまして、質問6についてお答えします。平成29年度から令和元年度にかけて実施した、施設整備基本計画策定等業務および現在も進めております施設整備・造成等基本設計業務および環境影響評価業務は同じコンサルタント会社に委託しておりますが、これまで本事業においては、

平成27年度から28年度にかけて実施した候補地選定支援業務、平成28年度の循環型社会形成推進地域計画支援業務、令和元年度に実施した地歴調査業務、地形測量業務、地質調査業務など、異なる複数のコンサルタント会社等に業務委託しています。今回ご質問いただいている地盤改良工法につきましても、施設整備基本計画や基本設計等を委託しているコンサルタント会社からの意見ではなく地質調査業務を実施した業者の見解でございます。なお、新ごみ処理施設整備基本計画の4-3地質・地盤条件に記載の建設候補地は、敷地の北西部のごく一部を除くほとんどが沖積層であり厚さは10mから15mと推定される。軟弱地盤ではあるが、軟弱地盤対策により支持力の確保は可能であるという記述は、平成29年2月の建設候補地選定結果報告書からの引用であり、候補地選定委員会が滋賀県の沖積層等厚線図を参考とされた見解であり、施設整備基本計画策定業務を受託したコンサルタント会社の推定ではございません。また、今回の地質調査結果においても沖積層は約8mまでの範囲であり、その下は洪積層となっていることから、候補地選定委員会の見解につきましても今回の調査結果と整合しております。

続きまして、質問7についてお答えします。地質調査の結果につきましては、本年5月20日の管理者会で報告

しておりました、その際には、現在進めております造成等基本設計業務において、盛土の量、地盤改良の手法や費用、支持層まで杭を打つ費用などについて試算される予定である旨をご説明させていただいたものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 質問8についてお答えします。質問6に対する建設推進室長からの答弁にありましたように、今回の地質調査結果において、沖積層は約8mまでの範囲であり、その下は洪積層となっていることから、候補地選定委員会の見解は今回の調査結果と整合しているものと判断しておりますので、現段階において候補地および基本計画そのものの見直しは考えておりません。

○議長（安澤勝君） 獅山君。

○2番（獅山向洋君） 西澤議員に対する答弁でだいたい予想はしておったんですが、質問1ですけれど、まだこの工法が決まっていないということは、逆に言うと余盛圧密沈下の工法では、だめではないかと考えておられるのかということが一つです。もう一つは、もし工法をこれから決めるならば、一体いつ頃その結論を出そうとしているのか。また、その工法を決定するのは誰なのかということをお知らせいただきたい。この点は、工法が変わるか変わらないかということによって、地盤改良の経費がどれぐらい

になるかということは、非常に重要なので、一体それは誰がいつ決めるのか明確にさせていただきたいと思います。

質問2については、工法が決まっていないのでよく分からないということなので、これはそういうふうにお聞きしておきましょう。

また、質問3については、これは今いろいろとおっしゃったんで、私も調べていたので、大体そういうことだろうということです。1本あたり3,500円から4,000円かかるということで、計算すれば大体分かるのですが、質問4で計算の問題もございますので、先ほどメッシュで2.2mとおっしゃったんですが、これは2.2mのメッシュでサンドコンパクションパイルの杭を打ち込んでいくということなのかどうか。それを明らかにしておいていただきたい。そうでないと計算ができませんのでね。私が調べたのは3mぐらいというのもあったのですが、一体どれほどの間隔で打ち込んでいかないといけないかということ、もう一回調べられた結果だけでよろしいので教えていただきたいと思います。

それから、概算費用はまだ、工法が決まっていないから分からないとおっしゃっているんですけど、一番最初の問題に戻るので、それならば、一体この概算費用というのはいつ、誰が明らかにされるのか。その点を明確にしてください。いろんな工法があるとおっしゃるから、各工法について一番初めの余盛圧密沈下工法は4億円

とっておられるのですが、これを含めた工法の比較表をいつ提出されるのか。それを明確にさせていただきたいと思います。

そして、3月31日付けでこの地質調査結果が出ているんですよ。ですから、本日まで数えても5か月近く経っているわけなんですよ。それならば、こういう地質調査結果がでた場合、少なくとも管理者会で今後どうかという検討を全くされておられなかったのですか。今のお答えだと何もやってないように聞こえたのでね。本当に何もやっておられなかったのですかということ聞いておきたいです。それと同時にこういう結果が出た以上、コンサルとしてどういう見解をもっておられるか。単に地質調査をした会社だけの意見じゃなく、地質調査をした会社はこういう意見を述べているけどコンサルとしてはどういふふうに考えているかということについて管理者なり管理者会議で聞いておられないのですか。普通なら5か月弱あるんですからその間に聞いても不思議ではないかと思うのです。

それから、質問8ですけど、今の管理者の答弁は、8mは沖積層でそれ以下は洪積層だから関係ないという意見をおっしゃるけど、私が申し上げたいのは、洪積層であっても50m近く岩盤まであるわけですよ。だから、それについて改めて、沖積層がどれだけで、洪積層がどれだけだということを基本計画に明確にするべきじゃないで

すか。そうじゃないと、ただ沖積層がこれだけだとおっしゃれば、沖積層が8mあってそれで岩盤に達したと理解されるんですよ。いかがですか、そういう理解をされているんですか。ただ単に、沖積層がこれだけだと言っているだけであって、明らかに基本計画に書いてあるのと違う状況になってきているというわけなんです。それともう一点、もし、これが単なる圧密沈下工法で済まなければ、当然経費が変わってくるわけですよ。そうすると、各地点の総工費がどれだけかかるかということが管理者会では一番重視されたようなので、明らかに変わってくるでしょ。そういう場合には、現在の候補地が適しているかどうかであったかということが問題になってくるわけですよ。その点について管理者は、どうお考えですか。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） サンドコンパクションパイル工法は、圧密沈下を促進させる必要が生じた場合に行う工法の一つでございます。圧密を促進させる必要がある場合とは、沈下の完了を待つことができない場合、例えば工期に余裕がないとか施設全体の稼働までに一部を稼働させないといけない場合など、先行して建設しないといけない場合に地盤改良を促進させる必要が生じてくる場合がございます。今回、余盛で圧密沈下させていく期間としましては、4年間の期間をみています。これは、石寺地先で

の圧密沈下のシミュレーション結果を参考にさせていただいているものでございまして、その4年間のうち初期の1年間で80%の沈下が完了して、残りの3年間でじわりと下がってくる可能性があるということでございます。ですので、現段階では、余盛は4年間で十分対応可能と考えておりますが、仮に圧密を促進させる必要が生じた場合に、このサンドコンパクションパイル工法を含め経済性も考慮しながら、検討されることとなります。

地盤改良の2.2mのメッシュでということですが、面積によりまして、四角の面積では、四方2.2m間隔となりますが、線状でも2.2m間隔でおこなうのが通常だと聞いております。

サンドコンパクションパイル工法が採用されるようになった場合、概算費用を明らかにするのは、造成の基本計画を委託しておりますが、この中で地盤改良について解析を行いますので、そこで費用を出してくることになり、圧密促進が必要な場合は他の工法の費用についても比較できる資料が出てくるものとなっております。

管理者会でご報告しておりますのは、あくまで余盛でいけると見込んでおりますので、圧密促進させる必要があるというような地質調査結果が出ているとご報告させていただきましたが、今後地質調査の結果を基にコンサルの方で盛土も含めた地盤解析をしていくというかたちになりますので、その結果を基に圧密促進させる方

法を採用するかどうか決まってくるものです。

岩盤が50m程の深いところという指摘を基本計画に明記していくような対応ではないのかということですが、あくまで計画の中では軟弱とされる沖積層についての想定で、建設するにあたっては軟弱地盤であっても支持層を確保できれば建設できるという想定での基本計画になっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 再度お答えでございますが、これまで建設推進室長がご答弁申し上げたとおり、また、私が先ほど申し上げたとおりでございますが、今も造成計画等委託業務を出してございまして、さらなる詳しい内容をご報告をいただける予定になってございまして、そうしたものを参考にしながら今後、対応すべき点については対応しなければならないと思っておりますが、いづれにいたしましても最終的にはこうした条件の下で、どのような工法を選び、どうしたものを作るのかというところになってまいりますので、現状としましては大きな変更が生じるようなデータが出されているとは考えておりませんので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 獅山君。

○2番（獅山向洋君） これは、非常に重要な問題なので再質問でも聞いたのですが、一体この問題、コンサル

が解析してとかおっしゃるんですけどね、いつ、誰が、きちっとした解析なり比較表を作成されるのですか。明確に答えてもらいたいんですよ。そうでないと、この事業一方では、どんどん環境影響評価などしてしまっただけで、これでは後で一覧表が出てきて大変な問題があるとなったら、我々税金を払っている者からしたら大変な無駄なお金を使ってしまうわけですよ。だから、一体いつ、そういう結論を出すのか明確に教えてください。

それともう一点、先ほど4年間圧密沈下させればよいということをおっしゃったが、これだけたくさんの方があって水まで出ているわけですよ。だから、圧密だけで本当に地盤が固まるかどうかきわめて疑問です。

もう一点、これは皆さんもある程度勉強されていると思うけれど、せん断応力というものがありますね。簡単にいうと、横からの力に対してどれだけ応じられるかというせん断応力という問題がありまして、ここは斜面になっているわけですよ。斜面になっているので地震がきたときに平らに揺れるだけではないんですよ。横からの力がものすごくかかってくるから、サンドコンパクションパイル工法というのが有力であると書いてあるわけですから、少なくとも余盛沈下工法だけで事が済むとは思えないんです。これについて、きちっと意見を言ってください。これは、我々素人だから、いい加減なことを言っていると困るので最終的

に専門家が判断しないとイケないことだと思っております。

もう一点、これは管理者に聞きたいのですが、これからコンサルが結論を出すとおっしゃりながら、今変える気持ちはないというのはおかしいのではないのですか。必要であれば変えるというお答えがあっても私はそれが普通のお答えだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 圧密を促進させるかどうかにつきまして、造成等基本設計業務を委託しておりますパシフィックコンサルタンツ株式会社の方で来年度の9月末までの契約の中で地盤解析を行いまして圧密促進が必要かどうかという部分を判断していくこととなります。その工法による費用比較についても出していくこととなりますので、ご理解くださいようお願いいたします。

4年間の圧密沈下については、こちらではその通りで考えておりますので、今、獅山議員がおっしゃられたように、確かに地下水の豊富なところがございます。圧密沈下以外で地下水の影響を受けるとなった場合は、地下水を抜くなりサンドコンパクションパイル工法を使用するなり他の工法も使用するという判断をされる想定をしているのですが、現段階では、解析結果が出ていないというところであり、こちらとしては、余盛で対応できるものとして判断しているもの

でございます。

せん断応力につきましても基本設計業務の中で地盤解析と一緒に判断していくとなっておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

専門家の判断が必要ということにつきましても、コンサル業者の中で専門の知識を持ったものになるのですが、専門家に判断いただくというのも今後検討したいと思います。

○議長（安澤勝君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 先ほど申し上げましたとおりに、様々な調査をしていただいて、これまでの判断を変えなければいけないというところになっていないと思います。これから、さらに専門家に調査をいただいて、具体的な数字を出していただけるものと思っておりますので、現時点では想定範囲内の数字が出てきていると判断しております。

○議長（安澤勝君） それでは以上で事前通告があった質問は終了いたしましたので、一般質問を終結いたします。これで本日の日程はすべて終了いたしました。

暫時休憩いたします。

〔午後 4 時 41 分休憩〕

〔午後 4 時 44 分再開〕

○副議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加 議長辞職の件

○副議長（竹内薫君） 議長安澤勝君から議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（竹内薫君） ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し議題とすることに決しました。

まず、職員に辞職願を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

令和 2 年 8 月 25 日

彦根愛知犬上広域行政組合議会

副議長 竹内薫様

彦根愛知犬上広域行政組合議会

議長 安澤 勝

議長辞職願

この度、都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

○副議長（竹内薫君） お諮りいたします。安澤勝君の議長の辞職を許可することにご異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（竹内薫君） ご異議なしと認めます。

よって、安澤勝君の議長の辞職を許可することに決しました。

安澤勝君、ご入場ください。

〔19 番（安澤勝君）入場〕

○副議長（竹内薫君） 安澤勝君に申

し上げます。さきに提出されました議長の辞職願については、ただいま議会の許可を得られましたのでお伝えします。安澤勝君から議長退任のご挨拶があります。

○19番（安澤勝君） ただいま、私の方から議長の辞職願を出させていただきまして、許可をいただきありがとうございます。昨年7月5日の臨時議会におきまして、議員の皆さまのご支持をちょうだいして以来、本日まで何とか大役を果たすことができましたのも、ここにおられます議員の皆様のご協力のたまものと感謝しております。誠にありがとうございます。今後は広域行政組合の議員として皆様方と共に全力を尽くしまして、この1市4町の行政が円滑に進むように尽力させていただきたいと思っておりますので、引き続きのご指導賜りますことお願い申し上げます。一言ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

日程追加 議長の選挙

○副議長（竹内薫君） ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（竹内薫君） ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しまし

た。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○副議長（竹内薫君） ご異議がありますので、選挙は投票で行います。議場の出入りを閉鎖します。

（議場を閉鎖）

○副議長（竹内薫君） 当議会の会議時間は、当組合議会会議規則第36条の規定により、彦根市議会会議規則第9条の例によって、午前9時から午後5時までであります。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

○副議長（竹内薫君） それでは、ただいまの出席議員は18名です。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いします。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なしの声）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番から順番に投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（なしの声）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人に、9番北川元気君および10番赤井康彦君を指名いたします。よって、両人の立会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告します。投票総数18票、有効投票17票、無効投票1票、有効投票のうち、馬場議員13票、北川元気議員2票、伊谷議員1票、中野議員1票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、馬場和子さんが議長に当選されました。

議場の出入りの閉鎖をときます。

(議場の開放)

ただいま、議長に当選されました馬場和子さんが議場におられますので当選の告知をします。議長馬場和子さんからご挨拶をお願いします。

○議長（馬場和子さん） では、お許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。ただいまは、皆様のご推挙によりまして議長に当選させていただきました。彦根市議会の馬場和子でございます。私にとりましては、誠に光栄でございますとともに、その責任の重さをひしひしと実感しております。何分にも浅学菲才、若輩でございますので行き届かない点多々あるかと存じますが、圏域住民の願い、そして生活に不可欠なごみ処理施設等、生活に密着した施設の管理運営を行います広域行政組合

の運営がうまくいきますようにどうぞ議員の皆様、そして理事者の皆様のご協力を賜りますように心からお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○副議長（竹内薫君） これにて、私の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。それでは、馬場議長、議長席にお着きくださいますようお願いいたします。

[議長（馬場和子さん）議長席着席]

日程追加 議席の一部変更について

○議長（馬場和子さん） お諮りいたします。それでは、ただいまの議長選挙に伴い、議席の一部を変更する必要が生じたことから、議席の一部変更についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（馬場和子さん） ご異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、議席の一部変更を行うことに決しました。議席の一部を変更します。安澤勝さんの議席を16番、そして、私、馬場和子の議席を19番にそれぞれ変更いたします。以上をもちまして、今定例会に付議されました議案は、全て議了いたしました。これにて令和2年度8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会いたします。皆様、ご苦労様でした。

午後 5 時 00 分閉会

会議録署名議員

議 長 馬 場 和 子

前 議 長 安 澤 勝

副 議 長 竹 内 薫

議 員 角 井 英 明

議 員 西 澤 伸 明

全 員 協 議 会

(8 月 2 5 日)

令和 2 年 8 月 25 日(火曜日)

午後 1 時 57 分開会

午後 1 時 58 分閉会

○議長（安澤勝君） 皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

今定例会の開会にあたり、管理者より挨拶をお願いいたします。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和 2 年 8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会開会にあたり、議員の皆様には残暑厳しい中、また、公私何かとお忙しいところご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また、平素から当組合の管理運営に格別のご支援とご理解を賜り重ねてお礼申しあげます。

さて、今定例会は、令和元年度 彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて、令和 2 年度 彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）、彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての議案を提案させていただきますので、なにとぞ慎重なご審議のうえ、適切にご議決をいただきようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、冒頭にあたってご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安澤勝君） ありがとうございました。